

令和 2年 7月 1日  
美濃加茂市建設水道部  
上下水道課長 大杉善洋

新型コロナウイルス感染拡大防止における上下水道宅内検査の対策の終了と通常検査方法  
の一部変更について

平素は、上下水道事業の運営に格別のご理解、ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染拡大により、影響を受けた皆様に対して心からお見舞い申し上げます。

さて、指定店の皆様には、新型コロナウイルス感染拡大防止対策により変則的な検査を継続して頂いておりますが、新しい生活様式を取り入れつつ、段階的に日常生活に戻っている現状を鑑み、7月13日(月)の検査申込から通常検査に戻すこととし、また通常検査に戻すタイミングで、検査方法につきましても、一部変更することとなりました。

つきましては、検査方法の一部変更については下記のとおりとさせていただきますので、ご理解ご協力のほど宜しくお願い申し上げます。

記

1. 検査申込時のチェックリスト提出(上水、下水)  
水圧、残留塩素、配管等について指定店が事前チェックをし、その結果をチェックリストに記入して、検査申込時にご提出下さい。  
※チェックリストがない場合、検査申込はできません。
2. 水圧検査、本管メーター間の残留塩素確認は写真で提出(上水のみ)  
チェックリストの添付資料として提出して頂き、検査当日の水圧検査は行いません。  
なお、検査当日は検査員がパイロットメーターの確認、末端給水で残留塩素測定を行います。
3. 検査員による一般家屋の建物内への立入検査は行わない(上水、下水)  
ただし、井戸水を併用している住宅、集合住宅、店舗、工場は以前のとおり立入検査を行います。なお、場合により一般家屋であっても市が立入検査を求める場合があります。
4. 水栓1本立ちの場合の検査については、検査当日、検査員のみで行う(上水のみ)

以上

ご不明な点がございましたら上下水道課までお問合せ下さい。

【問い合わせ先】

美濃加茂市建設水道部上下水道課  
0574-25-2111(内線321、322)